

社会福祉法人久慈市社会福祉事業団役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成15年4月1日制 定
令和 7年4月1日最終改正

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人久慈市社会福祉事業団(以下「事業団」という。)の役員等及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員及びその他理事長が特に必要と認めた者と併せて役員等という。
- (2)常勤役員とは、事業団の事業所に常時勤務する役員をいう。常勤役員以外の役員を非常勤役員という。
- (3)報酬とは、報酬その他職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称の如何を問わない。
- (4)費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費(通勤費を含む。)、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 理事長及び常務理事には、勤務実態に応じて別表第1のとおり報酬を支給する。ただし、事業団の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

- 2 非常勤役員等(理事長及び常務理事を除く)に支給する報酬は、別表第2に定める額とする。
- 3 理事及び評議員に支給する各年度の報酬の総額は、理事にあつては650万円以内、評議員にあつては40万円以内とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行った場合には、費用を弁償する。ただし、常勤役員及びこの法人の職員を兼務している役員に対しては、支給しない。

- 2 役員等の費用弁償の額は、社会福祉法人久慈市社会福祉事業団旅費規程に定める額とする。
- 3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬は、職員の給与支給日に支給する。

- 2 非常勤の理事長及び常務理事に対する報酬は、月末締めとし、翌月の職員の給与支給日に支給する。
- 3 理事長及び常務理事以外の非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があつたときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第7条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 理事長及び常務理事の報酬

役 職 名	報 酬 額
常勤理事長	月額 500,000 円
非常勤理事長	日額 10,000 円
常勤常務理事	月額 400,000 円
非常勤常務理事	日額 10,000 円

常勤役員が短時間勤務を行う場合は、勤務時間に応じて報酬を支給する。

別表第2 非常勤役員等の報酬(理事長及び常務理事を除く)

会 議 等	報 酬 額
理事会	1 回 5,900 円
評議員会	
その他の会議等	

同日に2種類の会議等に出席した場合は、1種類分の支給とする。